

『設備指針』の取り扱いについて(1/2)

=要 旨=

第4章排煙設備、第5章非常用の照明装置に関して、下記のとおり取り扱うものとするが、内容の中で『望ましい』、『望ましくない』、『原則として～』と表記されたものについては指導事項とする。

=内 容=

ページ数	章	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
95	第4章 排煙設備	令第126条の2第1項本文()書きについて	○		
95		令第126条の2第1項ただし書き第二号に規定する「学校等」の取り扱いについて	○		
96		令第126条の2第1項ただし書き第三号に規定する「その他これらに類する建築物の部分」の適用について	○		
96		令第126条の2第1項ただし書き第四号に規定する機械製作工場の取り扱いについて	○		
97		令第126条の2第2項の取り扱いについて	○		
98		平12建告第1436号の概要について	○		
99		劇場等の防煙区画の緩和と天井高さ3m以上の排煙口の位置の緩和について	○		
100		平12建告第1436号第四号ハに規定する「…その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき…」の取り扱いについて	○		
100		平12建告第1436号第四号ニ本文前段の()書きの「…主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。」の取り扱いについて	○		
101		平12建告第1436号第四号ニ(2)の取り扱いについて	○		
102		平12建告第1436号第四号ニ(4)の取り扱いについて	○		
102		平12建告第1436号第四号ニ、ホの取り扱いについて	○		
103		平12建告第1436号第四号ニの概要と開口部の取り扱いについて	○		補足:令2防避001
103		居室と廊下、ホール等をつなぐ前室的空間の取り扱いについて	○		
104		駐車場の排煙について	○		
105		令第126条の3の手動開放装置について	○		
105		令第116条の2第1項第二号に規定する開放できる部分の取り扱いについて	○		
106		排煙上有効な開口部の算定について	○		
107		防煙垂れ壁により防煙区画されている部分の排煙上有効な開口部について	○		
107		自然排煙口の設置位置と外部空間との関係の取り扱いについて	○		
109		自然排煙口に近接して設けるシャッター等又は二重サッシの取り扱いについて	○		
110		屋外階段の出入口上部に排煙のための開口部を設けることについて	○		
110		防煙区画に設ける出入口について	○		
111		防煙壁(防煙垂れ壁)の使用材料について	○		
111		可動防煙壁の作動について	○		
112		吹抜き及びたて穴部分の防煙区画の取り扱いについて	○		
113	梁が天井面に多数ある場合の防煙区画の取り扱いについて	○			
114	自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について	○			
116	機械排煙運転時における出入口戸の開閉障害の対処について	○			
117	同一防煙区画内に複数の排煙口を設ける場合の取り扱いについて	○			
118	防煙区画を貫通する換気・空調ダクトの煙感連動ダンパーの取り扱いについて	○			
118	排煙ダクトの防火区画貫通に関する取り扱いについて	○		補足:令2設備002	

=備 考=

関係条文		年度	分類	番号
関 連	設備指針	令2	設備	001

『設備指針』の取り扱いについて (2/2)

=要 旨=

ページ数	タイトル	そのまま運用	別途運用	備考
120	排煙ダクトの断熱措置について	○		
122	複数の防煙区画に係る排煙機能力及び排煙ダクトの風量算定について	○		
123	排煙機の設置場所について	○		
123	内燃機関による排煙設備の取り扱いについて	○		
124	内燃機関により駆動される排煙設備の取り扱いについて	○		
125	天井チャンバー方式の排煙について	○		
127	空調レターンを天井チャンバー方式とした場合の防煙区画と排煙について	○		
127	機械排煙の作動に伴う換気・空調設備の運転停止について	○		
127	換気風道と排煙風道の兼用について	○		
128	付室及び乗降ロビーに設ける排煙設備の設置について	○		
130	付室及び乗降ロビーに設ける機械排煙設備の給気口及び排煙口等に関する取り扱いについて	○		
131	付室に設ける排煙設備の排煙出口及び給気取入口について	○		
133	付室及び乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓の作動の監視について	○		望ましい基準とする
133	付室及び乗降ロビーに設ける機械排煙設備の制御及び作動の監視について	○		
133	特殊な構造の排煙設備(押し排煙方式)の概要について	○		
138	特殊な構造の排煙設備(押し排煙方式)の取り扱いについて	○		
139	加圧防排煙設備について(平 28 国交令第 696 号第五号)	○		
149	令第 126 条の 4 の「採光上有効に直接外気に開放された通路」について	○		
149	地下駐車場の取り扱いについて	○		
150	大規模倉庫の取り扱いについて		○	15防避010で取り扱う
150	平 12 建令第 1411 号の取り扱いについて	○		
157	学校、スポーツ施設等の取り扱いについて	○		
158	非常用の照明装置の構造について	○		
160	予備電源内蔵コンセント型照明装置について	○		
162	ホテル等の 30 m を超える宿泊室に設ける非常用の照明装置について	○		
162	建築化照明(光天井照明等)と非常用照明器具の設置位置について	○		
163	照度について	○		
165	電源別置形の非常用の照明装置の停電検出と予備電源切り替えについて	○		望ましい基準とする
168	電池内蔵型の非常用の照明装置への配線について	○		
169	電池内蔵型の非常用の照明装置の電源接続について	○		望ましい基準とする
170	遠隔操作回路を構成している分電盤の停電検出について	○		
171	電源別置型の非常用の照明装置への配線について	○		
176	非常用の照明装置と同様の照明設備を設けなければならない部分等について	○		
176	非常用の進入口に設ける赤色灯について	○		

=備 考=

関係条文	
関 連	設備指針

年 度	分 類	番 号
令2	設備	001

排煙主ダクトの「耐火仕様」の定義について

＝要 旨＝

『設備指針4-32』の排煙主ダクトの「耐火仕様」とは、1.5ミリメートル以上の鉄板ダクトにロックウール（厚25ミリメートル以上）巻、若しくはこれと同等以上とする。

＝内 容＝

『設備指針4-32』図4-32に記載のある、排煙主ダクトの「耐火仕様」については明確な定義はないため、従来からの運用等を踏まえ、「1.5ミリメートル以上の鉄板ダクトにロックウール（厚25ミリメートル以上）巻、若しくはこれと同等以上」を「耐火仕様」として取り扱うこととする。

＝備 考＝

関係条文	
関 連	設備指針、排煙指針

年 度	分 類	番 号
令2	設備	002

令第 28 条の「水洗便所」、令第 29 条の「くみ取便所」の定義について

＝要 旨＝

令第 28 条の「水洗便所」は、放流先の有無で判断されるものではなく、水洗便器（汚物を水で押し流す構造の便器）のみで構成された便所であるかにより判断される。

また、令第 29 条の「くみ取便所」とは、便槽を設け、便器からの汚水を貯留し、放流しない構造とした便所であるかにより判断される。

したがって、構造によっては、令第 28 条、令第 29 条が同時に適用されることも有り得る。

＝内 容＝

令第 28 条ただし書きは、水洗便所に照明設備や換気設備を設けるならば、直接外気に接する窓を設けなくてもよいことを規定している。ここで「水洗便所」であるかについては、便所単体の構造（水洗便器のみで構成された便所であるか）で判断し、放流先の有無に関係ないものとして取り扱う。

これに対し、令第 29 条の規定が適用される「くみ取便所」は、便所排水の放流先の有無でのみ判断される。

したがって、放流先のない浄化槽（処理後の排水を貯留槽に溜め、定期的にくみ取る方式）を設置した場合は、「水洗便所」として、令第 28 条ただし書きを適用できるが、併せて「くみ取便所」として建築基準法令の技術的基準に適合しなければならない。

＝備 考＝

いわゆる簡易水洗便器（少量の水で汚物を押し流す構造のもの）で、便器を使用するときのみ排水口の蓋が開く構造のもの等、衛生上有効な措置がとられている製品については水洗便器として取り扱って支障ない。

関係条文	法 31 条、令第 28 条、令第 29 条
関 連	

年 度	分 類	番 号
15	設備	001

支持ばり、かごの床版・枠、レール等に J I S 規格外の鋼材を用いた昇降機の取り扱いについて

＝要 旨＝

エレベーターの支持ばり、かごの床版・枠、レール等に、J I S 規格品以外の鋼材を用いる場合は、エレベーター強度検証法で用いる、鋼材の「破壊強度」の数値の根拠となる資料の添付が別途必要である。ただし、中華人民共和国国家標準（GB）で規定されている鋼材（Q235（A））で、その破壊強度を 1 平方ミリメートル当たり 375 ニュートンとしてエレベーター安全検証法による計算をおこなっているものについてはこの限りでない。

＝内 容＝

法第 37 条、令第 144 条の 3 及び平 12 建告第 1444 号により、エレベーターの支持ばり、かごの床版・枠、レール等は、法第 37 条の「指定建築材料」に該当せず、これらの部分に J I S 規格外の鋼材を用いることが許容されているが、一方で、これらの部分は令第 129 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する「主要な支持部分等」に該当するため、エレベーター強度検証法により、その安全性に関する基準に適合していることが確かめられなければならない（大臣認定によるものを除く）。

エレベーター強度検証法で用いる「破壊強度」とは、いわゆる「引張強さ」であり、J I S 規格品である鋼材の場合、例えば SS400 ならば、破壊強度は 1 平方ミリメートル当たり 400 ニュートンで計算することができる。しかし、海外規格品の鋼材については、「破壊強度」が J I S のように規格名称から判断できるものであるとは限らないので、これに関する資料の添付が別途必要となる。

ただし、中華人民共和国国家標準（GB）で規定されている鋼材（Q235（A））については、その破壊強度に関する根拠資料がすでに示されているので、この鋼材をエレベーターの支持ばり、かごの床版・枠、レール等に用いているエレベーターのエレベーター強度検証法において、破壊強度を 1 平方ミリメートル当たり 375 ニュートンとして計算しているものは、資料の添付を不要として取り扱う。

＝備 考＝

エスカレーターについても、この取り扱いを準用する。
なお、破壊強度についての根拠資料が示されている鋼材は、Q235（A）のみである。（平成 16 年 3 月 29 日現在）

関係条文	法 36 条、法第 37 条、令第 129 条の 4、令第 144 条の 3
関 連	

年 度	分 類	番 号
15	設備	002